

仮処分命令申立事件

債権者 ●

債務者 ●

上申書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

債権者代理人弁護士 ●●

1 管轄上申（海外法人－削除）

本件申立は人格権侵害差止請求権を被保全権利とするところ、「民訴法3条の3第8号の『不法行為に関する訴え』は、民訴法5条9号の『不法行為に関する訴え』と同じく、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えをも含む」ものであり（最一小判平26.4.24民集68巻4号329頁）、本邦裁判所が国際裁判管轄を有する。

そして、国内管轄は「不法行為があった地」であるところ（民事訴訟法5条9号）、不法行為地には「違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含む」（上記最一小判）。

インターネットの投稿では、債権者の普通裁判籍の地において権利利益を侵害されるおそれが最も大きいことから、本件では御庁に管轄がある。

2 第三者供託上申・管外供託上申

担保が必要となる場合は、債権者に代わり第三者たる弁護士●●による立担保を許可されたく上申する。

また、債権者代理人の事務所が●にあるため、●法務局での管外供託を許可されたく上申する。

以上